久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1　目的

本要項は、「久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2　業務概要

(1)　業 務 名　久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託

(2)　業務内容　別紙「久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託　提案仕様書」のとおり

(3)　業務期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
※当該業務の履行状況が良好な場合においては、予算の議決を経ることを前提に、最長令和１２年３月３１日まで随意契約の相手方とすることができる。ただし、市の施策変更等により、当該契約を行わない場合がある。

(4)　業務場所　・久留米市城南町１５番地３　久留米市役所庁舎
・その他、市内商業施設等庁舎外での出張申請受付等業務あり

3　予算額

見積額の上限は年額 92,808,000 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

4　実施形式　公募型プロポーザル

5　スケジュール

令和　８年　１１月　２日（月）	公募開始
令和　８年　１１月１１日（水）	質問書受付締切
令和　８年　１１月１８日（水）	質問書に対する回答（市ホームページ掲載）
令和　８年　１１月２０日（金）	参加申込提出締切
令和　８年　１２月　８日（火）	資格審査の結果通知送付
令和　８年　１２月１１日（金）	企画提案書等の提出締切
令和　８年　１２月２４日（木）	プレゼンテーション実施
令和　９年　　１月２５日（月）	審査結果通知書の送付
令和　９年　　２月１８日（木）頃	契約締結

6　参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

(2)　久留米市から指名停止措置を受けていないこと。

(3)　国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(4)　参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。
・久留米市内　県税及び市税
・久留米市以外の福岡県内　県税

(5)　電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7)　福岡県内に本店又は支店・営業所を有している法人であること。

(8)　中核市又は人口２０万人以上の自治体でマイナンバー制度全般に関する問い合わせに対応したコールセンターの委託の実績を通年で１年以上有すること。

(9)　以下のいずれかの取得事業者であること。
・プライバシーマーク
・ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001

(10)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、(1)～(10)を満たさなくなった場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7　質疑・応答

(1)　質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第９号）を電子メールに添付して、「２０　問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2)　期限

令和８年１１月１１日（水）午後５時まで（必着）

(3)　回答方法

令和８年１１月１８日（水）までに、質問書（様式第９号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8　参加申込の手続き

(1)　提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。本市の名簿登録者の場合、イ、ウ、エ、オ、ケ、コは不要。キ、クはいずれかで可。なお、ウ、エは参加申込期限から３か月以内に発行されたものに限る。

ア　参加申込書（様式第１号）　１部
イ　誓約書（様式第４号）　１部
ウ　登記事項全部証明書　原本　１部
エ　納税（滞納なし）証明書（下記参照）　原本　１部
オ　役員等調書及び照会承諾書（様式第３号）　１部
カ　参加資格に係る申立書（様式第５号）　１部
キ　プライバシーマーク登録証の写し　１部
ク　ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 認定証の写し　１部
ケ　委任状（様式第６号）　１部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
コ　使用印鑑届（様式第７号）　１部
サ　会社概要（支店・営業所等の記載があるもの）　１部
シ　業務実績表　１部（様式第８号）

［納税等証明書］

所在地区分に従って法人・個人別に該当する証明書を提出。

参加権限を委任する場合、所在地区分は、**受任者の営業所の所在地**とすること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外（県外）	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の３）	国税に未納がない証明（納税証明書その３の２）
市外（県内）	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

（例１：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例２：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2)　提出期間及び時間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）（土日祝日を除く。郵便の場合は、必着。）までの午前８時３０分から午後５時まで

(3)　提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4)　提出先

「２０　問い合わせ先」に記載する担当窓口

９　参加資格の確認

参加資格を確認のうえ、資格審査結果を令和８年１２月８日（火）に担当者宛てメールで通知するとともに、通知書を発送する。

１０　企画提案書の提出

(1)　提出書類

ア　企画提案書　　１２部（「１１　企画提案書作成方法」を参照）
イ　見積提案書　　１部（様式第１０号）
ウ　参考見積提案書　１部（様式第１１号）
エ　企画提案書の電子データを格納したCD-R　１枚

(2)　提出期間及び時間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月１１日（金）（土日祝日を除く。郵便の場合は、必着。）までの午前８時３０分から午後５時まで

(3)　提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4)　提出先

「２０　問い合わせ先」に記載する担当窓口

１１　企画提案書作成方法

(1)　様式等の形式

ア　表紙　「久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託 企画提案書」と記載。
イ　様式　　Ａ４版縦型・長辺綴じ
ウ　文字　　フォントサイズ１１ポイント・横書き
エ　提出部数　　１２部（正１部、副１１部）。副１１部は会社名を除く。
　　上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し１枚提出。

(2)　構成とポイント

ア　提案書は、別紙「久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託 公募型プロポーザル提案内容構成及び評価基準書」に示す構成とすること。
イ　提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
ウ　文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。
エ　提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	ポイント
1	基本方針及び業務管理体制	・別紙１「久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託 公募型プロポーザル提案内容構成及び評価基準書」に沿って評価項目ごとに簡潔に記載のこと。 ・価格提案は、令和９年度に係る費用について提出すること。 ・次年度以降の費用については、参考価格として「参考見積提案書」（様式第１１号）を提出すること。
2	業務内容及び企画提案	
3	価格提案	

１２　審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1)　プレゼンテーション実施日

令和８年１２月２４日（木）【予定】

(2)　実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3)　提案時間　２０分

(4)　質疑応答　２０分

(5)　参加人数　５人以内

(6)　留意事項

ア　スクリーンは、本市が準備する。ただし、パソコン、プロジェクターは各提案者が準備すること。プロジェクターを利用する場合には、プレゼンテーション実施日の１週間前までに「２０　問い合わせ先」に記載する担当窓口に連絡すること。

イ　プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

ウ　感染症拡大等の状況により、対面での審査を実施することが困難な場合には、リモートによる審査の実施となる可能性も踏まえ、対応可能な体制を整えておくこと。

１３　議事録の提出

プレゼンテーションにおける議事録を作成し、その内容について市の承認を得ること。

(1)　期限

令和９年１月５日（火）午後５時まで（必着）

(2)　回答方法

「２０　問い合わせ先」に記載したメールアドレスあてに電子メールで提出すること。

１４　候補者の選考方法

(1)　失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2)　最高点の者が複数の場合は、価格以外の評価が最も高い者を候補者とする。

(3)　総合点が２番目に高い者を次順位候補者として選定する。候補者が契約を辞退した場合又は、公募条件を満たさなくなった場合は、次順位候補者と契約協議を行う。

(4)　提案者が１者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

１５　審査結果

(1)　通知方法　プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2)　通知時期　令和９年１月２５日（月）【予定】

１６　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

ウ　実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ　見積提案書の金額が「３　予算額」を超過した場合

キ　評価基準に定める「内容評価点」が配点の６０％以下の場合

ク　その他企画提案に関する条件に違反した場合

１７　契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結

する。
なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

１８　情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成１３年９月２８日条例第２４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

１９　その他

(1)　参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式第２号）により、「２０　問い合わせ先」に提出すること。

(2)　提出書類

ア　企画提案書の提出は、１社につき１案とする。

イ　提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ　提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ　本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3)　著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4)　異議申立

本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5)　言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6)　誓約書の提出

候補者は暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書(様式第４号)を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

２０　問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町１５番地３
久留米市市民文化部市民課（担当 西水・渡邊・土井）
TEL 0942-30-9742　FAX 0942-30-9758
Eﾒｰﾙ shiminka@city.kurume.lg.jp